

令和8年度 第1回伊佐市総合振興計画審議会

日 時：令和8年7月30日（木）14：00～

場 所：伊佐市役所大口庁舎2階大会議室

（会次第）

1 開会

2 副市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 会長選出・会長あいさつ

5 議事

（1）第2次伊佐市総合振興計画の取組状況について

・令和7年度取組状況について・・・資料1

（2）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組状況について

・令和7年度取組状況について・・・資料2

（3）総合振興計画後期計画策定に向けたスケジュールについて・・・資料3

6 その他

7 閉会

伊佐市総合振興計画審議会委員名簿

任期：令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

区 分	所属団体等	氏 名	備考
学識経験者	鹿児島大学 法文学部 教授	まつだ ただひろ 松田 忠大	
学識経験者	鹿児島大学 大学院理工学研究科 准教授	こやま ゆうすけ 小山 雄資	
学識経験者	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 部長	てらはら えいご 寺原 衛吾	
学識経験者	(株)鹿児島銀行 大口支店 支店長	ふなくら りゅういち 船蔵 竜一	
学識経験者	国分公共職業安定所大口出張所 出張所長	そのだ みずほ 園田 瑞穂	
女性代表	伊佐市更生保護女性会 会長	せとやま まゆみ 瀬戸山 真由美	欠席
女性代表	伊佐市男女共同参画推進協議会	ありま りえ子 有馬 りえ子	
農業団体代表者	伊佐市認定農業者の会 会長	とどろき たかあき 轟木 高昭	欠席
農業団体代表者	伊佐YADクラブ 会長	こはら ちはる 小原 千春	欠席
農業団体代表者	伊佐森林組合 代表理事組合長	かわの たつお 河野 辰男	
教育委員	伊佐市教育委員会 教育委員	ながの のりお 長野 則夫	
商工会代表者	伊佐市商工会 女性部長	かわぞえ ようこ 川添 陽子	
観光協会代表者	伊佐市観光特産協会 会長	ふちのうえ としのり 湊之上 俊典	
福祉団体代表者	伊佐市社会福祉協議会 会長	のむら はるお 野村 治男	
社会教育団体代表者	伊佐市文化協会	ちゃぞの みきこ 茶園 美紀子	
社会教育団体代表者	伊佐市スポーツ協会 理事	よこやま ひろし 横山 博志	
社会教育団体代表者	伊佐市青年団 団長	しもやまの まさよし 下山野 眞芳	
その他市長が認める者	伊佐市コミュニティ連絡協議会 会長	いしはら あきのり 石原 昭紀	

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊佐市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査、研究及び審議する。

- (1) 市勢発展のための基本計画及び基本構想に関すること。
 - (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に規定する基本的な計画に関すること。
- (平27条例26・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(平27条例26・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
 - (2) 女性代表 3人以内
 - (3) 農業団体代表者 3人
 - (4) 教育委員 1人
 - (5) 商工会代表者 1人
 - (6) 観光協会代表者 1人
 - (7) 福祉団体代表者 1人
 - (8) 社会教育団体代表者 3人
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 2人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- (平27条例26・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(平25条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第26号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

基本 目標	施策	主な取組	KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値	現状値	現状値	現状値	担当課
				令和4年 (2022年)	令和9年 (2027年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	
1 笑 い 顔 ま で 創 る 明 る	1 共生協働、コミュニティ活動の推進	(1) 住民自治の意識向上 (2) 地域の自立・活性化支援	自治会加入率	76.34%	76.34%	74.05%	73.22%	71.92%	市民課
	2 一人ひとりの人権の尊重	(1) 人権教育・人権啓発の推進 (2) 男女共同参画の推進	「人権を考える市民のつどい」参加者数	150人	200人	144人	162人	119人	市民課
2 安 心 し て 子 育 て が で き る ま ち	1 子育て支援の充実	(1) 妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の充実 (2) 幼児教育・保育の充実 (3) 地域の一体となった子育て支援の充実 (4) 児童虐待対策の充実	保育所等の待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	こども課
			「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う保護者の割合 【乳幼児健診情報システム調査指標】	93.40%	93.40%	92.90%	89.90%	93.00%	こども課
			妊娠・出産について満足している保護者の割合 【乳幼児健診情報システム調査指標】	94.20%	94.20%	96.50%	89.20%	95.80%	こども課
			子育て支援機関や認定こども園等必要な期間や支援を定期的に利用できている就学前家庭の割合	100%	100%	100%	100%	100%	こども課
3 郷 土 を 愛 し、 豊 か な 心 を 育 む ま ち	1 学校教育の充実	(1) 豊かな心、確かな学力を育む教育の充実 (2) 心身ともに健全な児童生徒の育成	不登校児童の割合（小学校）	1.11%	0.55%	1.61%	3.06%	3.66%	学校教育課
			不登校生徒の割合（中学校）	5.83%	3.64%	7.15%	11.57%	10.90%	学校教育課
			英語検定助成申請者の割合（中学生）	—	30%	11.90%	6.20%	10.11%	学校教育課
	2 社会教育の充実	(1) 家庭教育の充実 (2) 生涯学習の充実 (3) 青少年の健全 (4) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進	ふれあい講座（市主催）受講者数	294人	325人	346人	431人	342人	社会教育課
			家庭教育学級開催数	119回	136回	120回	105回	106回	社会教育課
			図書館の年間貸出し冊数（1人当たり）	2.34冊	2.5冊	2.05冊	2.23冊	2.42冊	社会教育課
	3 歴史、文化の継承	(1) 文化芸術活動の充実 (2) 郷土の歴史、伝統文化の保存・継承と活用	文化施設利用者数 （文化会館・野外音楽堂・環境改善センター）	17,288人	19,000人	43,214人	36,249人	49,856人	文化スポーツ課
			文化財件数（指定・登録）	61件	63件	61件	61件	61件	社会教育課
			歴史資料館の利用者数	1,343人	2,000人	1,376人	1,306人	1,226人	社会教育課

基本 目標	施策	主な取組	KPI（重要業績評価指標）		基準値	目標値	現状値	現状値	現状値	担当課
					令和 4 年 (2022年)	令和 9 年 (2027年)	令和 5 年 (2023年)	令和 6 年 (2024年)	令和 7 年 (2025年)	
3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち	4 スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの推進 (2) 競技スポーツの振興 (3) リバースポーツの推進	スポーツ合宿実績	(参加団体数)	13団体	17団体	27団体	28団体	17団体	文化スポーツ課
				(参加人数)	439人	570人	908人	864人	443人	文化スポーツ課
				(開催日数)	49日	65日	142日	100日	49日	文化スポーツ課
			体育施設の利用者数		32,520人	35,772人	89,620人	100,495人	89,382人	文化スポーツ課
4 ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち	1 高齢者福祉の充実	(1) 社会参加、活動の場の充実 (2) 介護予防の推進 (3) 生活支援サービス、医療と介護の連携 (4) 介護人材の確保 (5) 認定証の人やその家族への支援の充実 (6) 権利擁護支援の推進 (7) 高齢者の安全対策の充実	老人クラブ会員数		2,401人	2,100人	2,183人	2119人	1896人	長寿介護課
			認知症サポーター養成者数		4,304人	4,954人	4,818人	4,965人	5,044人	長寿介護課
			要介護（要支援）認定率		16.0%	16.0%	15.9%	15.8%	15.2%	長寿介護課
			校区コミュニティで行う介護予防活動の延べ参加者数		11,000人	11,000人	7,780人	6,974人	7,939人	長寿介護課
			介護認定者（事業対象者含む。）のうち要介護 1 ～ 5 の人数の割合		65.9%	65.9%	63.4%	62.1%	62.8%	長寿介護課
	2 健康づくりの推進、医療体制の確保	(1) 健康づくりの推進 (2) 保健予防の充実 (3) 医療体制の確保	特定健診の受診率		44.4%	60%	44.3%	41.7%	41.7%	保健課
			特定保健指導の実施率		67.2%	70%	76.3%	74.4%	73.2%	保健課
			肺がん検診の受診率		9.6%	25%	8.7%	8.2%	8.1%	保健課
	3 ともに支え合う地域づくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた体制整備 (2) 障がい者の社会参画、自立支援 (3) 生活困窮者の自立支援	福祉施設の入所から地域生活へ移行した障がい者の数		2人	3人	1人	0人	0人	福祉課
			生活困窮者自立支援・生活保護相談件数		50件	75件	69件	74件	73件	福祉課
			生活保護自立世帯の割合		7%	20%	7%	7%	100%	福祉課

基本 目標	施策	主な取組	KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値	現状値	現状値	現状値	担当課
				令和 4 年 (2022年)	令和 9 年 (2027年)	令和 5 年 (2023年)	令和 6 年 (2024年)	令和 7 年 (2025年)	
			災害時避難行動要支援者個別支援計画作成者の割合	72%	100%	72%	70%	65%	福祉課
5 活 力 あ る 産 業 と 賑 わ い の あ る ま ち	1 農林水産業の振興	（１）新規就農者支援、認定農業者支援 （２）畜産振興支援 （３）経営基盤強化 （４）農業の環境保全 （５）鳥獣被害対策 （６）林業の振興 （７）水産業の振興	農業総生産額	16,586百万円	15,971百万円	17,600百万円 〔R4〕	18,420百万円 〔R5〕	21,290百万円 〔R6〕	農政課
			認定農業者数	219人	219人	202人	195人	195人	農政課
			認定新規就農者数	14人	16人	15人	11人	6人	農政課
			林業従事者数	116人	121人	116人	116人	116人	林務耕地課
	2 商工業の振興、雇用の確保と創出	（１）商工業の振興 （２）商店街の活性化 （３）６次産業化の推進 （４）雇用の確保と創出 （５）企業誘致の推進	起業等支援制度の利用件数	13件	7件	0件	3件	5件	移住商工観光課
			立地企業の従業員数	2,032人	2,050人	1,708人	1,835人	1,641人	企画政策課
			第２次・第３次産業の市内総生産額	90,800百万円	91,000百万円	101,027百万円	98,233百万円	103,129百万円	企画政策課
			立地協定件数	1件	1件	2件	1件	0件	企画政策課
	3 観光・交流、移住定住の推進	（１）地域資源を活かした観光、交流の推進 （２）都市部とのつながりの構築 （３）移住、定住の推進	観光客数	659,940人	805,000人	714,051人	671,054人	786,234人	移住商工観光課
			宿泊客数（キャンプ場合含む。）	21,170人	34,000人	37,951人	37,908人	35,647人	移住商工観光課
			支援制度を利用した移住者（若者・シニア）数	24人	計100人 (2023年～2027年)	16人	14人 〔累計30人〕	13人 〔累計43人〕	移住商工観光課
						0人	1人 〔累計1人〕	2人 〔累計3人〕	移住商工観光課
			ふるさと納税の寄附件数	40,275件	70,000件	47,066件	37,480件	26,404件	移住商工観光課
			ふるさと納税返礼品の商品数	339品	580品	455品	386品	605品	移住商工観光課
			ふるさと納税返礼品の売上金	120,396千円	175,000千円	177,843千円	169,863千円	130,249千円	移住商工観光課

基本 目標	施策	主な取組	KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値	現状値	現状値	現状値	担当課
				令和４年 （2022年）	令和９年 （2027年）	令和５年 （2023年）	令和６年 （2024年）	令和７年 （2025年）	
6 安全、 安心な住 みよいま ち	1 交通・通信環境の 整備	（１）公共交通網の維持、強化 （２）情報通信の利便性向上 （３）道路交通網の整備、充実	市民バスの年間利用者数	7,376人	7,750人	7,122人	6,314人	6,409人	企画政策課
			のりあいタクシーの年間利用者数	4,246人	4,460人	3,186人	3,401人	4,546人	企画政策課
	2 生活環境の整備	（１）生活環境の向上 （２）良質な水の安全供給 （３）公園の整備・充実 （４）適正な土地利用の推進	危険廃屋の解体・撤去助成件数	26件	30件	32件	34件	38件	環境政策課
			空き家バンクの成約件数	計64件 （2017年からの累計）	計150件 （2027年までの累計）	計105件 （2017年からの累計）	計121件 （2017年からの累計）	計139件 （2017年からの累計）	移住商工観光課
			清掃・美化活動を実施した自治会の割合	61.65%	61.65%	52.49%	52.07%	49.80%	環境政策課
			水道事業の有収率	90.05%	95.00%	90.02%	89.98%	89.91%	水道課
	3 自然環境の保全	（１）環境の保全 （２）循環型社会の形成 （３）再生可能エネルギー利用の推進	1日1人当たりごみ排出量	695 g	685 g	679 g	640g	640 g	環境政策課
			資源ごみの回収量	336 t	312 t	276 t	335 t	309 t	環境政策課
			汚水処理人口普及率	65.81%	75.89%	69.75%	71.21%	72.50%	環境政策課
	4 防災の充実、治安	（１）防災対策 （２）防犯対策 （３）交通安全対策	防災メール登録件数	1,730件	3,000件	3,058件	4096件	4752件	総務課
			交通事故発生件数	61件	50件	24件	25件	24件	総務課
			交通事故死傷者数	78人	60人	28人	26人	29人	総務課
			火災の年間発生件数	12件	10件	16件	18件	27件	総務課

基本目標1	稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
-------	--------------------------

目標数値	指標	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕	改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	1人当たりの市民所得	238万円 〔H28〕	250万円 〔R3〕	282万円 〔R7〕	285万円 〔R5〕	○	企画政策課
	市内総生産額（宿泊・飲食サービス業）	1,487百万円 〔H28〕	1,500百万円 〔R3〕	1,500百万円 〔R7〕	1,328百万円 〔R5〕	×	企画政策課

具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）			改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	指標の対象	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕				
（1） 地域資源の多面的活用と生産性向上							
① 地域の6次産業化	ふるさと納税返礼品の産品数	223品 〔R元〕	260品 〔R6〕	490品 〔R10〕	605品	○	移住商工観光課
	宿泊客数（キャンプ場含む）	26,711人 〔H30〕	30,000人/年 〔R6〕	41,000人 〔R10〕	35,647人	×	移住商工観光課
② 持続的な農林地の有効活用	認定農家の平均水稲栽培面積	6.8ha 〔R元〕	7.9ha 〔R6〕	7.5ha 〔R10〕	7.7ha	○	農政課
	新規就農者数	—	計30人 〔R2～R6〕	計36人 〔R2～R10〕	1人 〔累計23人〕	×	農政課
③ 地域の魅力のブランド化	ふるさと納税返礼品の売上金	40,800千円 〔R元見込〕	47,000千円 〔R6〕	146,000千円 〔R10〕	130,249千円	×	移住商工観光課
	大学・専門家等との連携件数	—	計10件 〔R2～R6〕	計8件 〔R2～R10〕	1件 〔累計5件〕	×	市民課
（2） 地域内サービスの維持・創出	第3次産業の市内総生産額	512.4億円 〔H28〕	513億円 〔R3〕	513億円 〔R7〕	565億円 〔R5〕	○	企画政策課
	起業等支援制度の利用件数	—	計10件 〔R2～R6〕	計32件 〔R2～R10〕	5件 〔累計36件〕	○	移住商工観光課
（3） 就業環境の確保と多様な働き方	立地企業の従業員数（4.1現在）	2,128人 〔R元〕	2,128人 〔R6〕	2,128人 〔R10〕	1,759人	×	企画政策課
	シルバー人材センター会員数	255人 〔R元〕	349人 〔R6〕	291人 〔R10〕	264人	×	長寿介護課
（4） 地域産業の担い手の確保	企業・事業者合同説明会参加者数	—	計150人 〔R2～R6〕	計500人 〔R2～R10〕	90人 〔累計572人〕	○	企画政策課
	有効求人倍率	1.07 〔R元〕	1.0 〔R6〕	1.0 〔R10〕	0.89	×	企画政策課

基本目標2	都市部とのつながりを築き、伊佐への新しいひとの流れをつくる						
-------	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

目標数値	指標	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕	改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	支援制度を利用した移住者数	－	－	計70人 〔R6～R10〕	13人 〔累計21人〕	×	移住商工観光課
	生産年齢人口比率	48.4% 〔R元.10〕	44.4% 〔R6.10〕	45.3% 〔R10.10〕	46.0% 〔R7.10〕	○	企画政策課

具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）			改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	指標の対象	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕				
（１）伊佐暮らしの移住の推進							
① 若い世代の移住	支援制度を利用した若者移住者数	－	計20人 〔R2～R6〕	計87人 〔R2～R10〕	8人 〔累計51人〕	×	移住商工観光課
① 若い世代の移住	地域おこし協力隊員の新規受入数	－	計12人 〔R2～R6〕	計14人 〔R2～R10〕	2人 〔累計12人〕	×	企画政策課
② シニア世代の移住	支援制度を利用したシニア移住者数	－	計50人 〔R2～R6〕	計37人 〔R2～R10〕	5人 〔累計20人〕	×	移住商工観光課
	農地付き空き家物件の成約件数	－	計10件 〔R2～R6〕	計11件 〔R2～R10〕	2件 〔累計5人〕	×	移住商工観光課
（２）ふるさと回帰・定着の推進							
① 若者のUターン促進	40歳未満のUターン転入者数	－	計50人 〔R2～R6〕	計874名 〔R2～R10〕	92名 〔累計550名〕	×	企画政策課
② 地元高校の魅力化・定着	高校生の地域づくりへの参画件数	－	計25件 〔R2～R6〕	計210件 〔R2～R10〕	28件 〔累計138件〕	×	教育総務課
	市内高校の地元進学率	50.5% 〔R2〕	60.0% 〔R6〕	70% 〔R10〕	44.72%	×	教育総務課
（３）地域とふれあう多様な交流の促進	地域外住民との交流事業の件数	－	計25件 〔R2～R6〕	計147件 〔R2～R10〕	50件 〔累計140件〕	44件	移住商工観光課
					0件	×	社会教育課
					6件	×	文化スポーツ課
（４）都市部とのつながりの構築	ふるさと会総会参加者数（※）	308人 〔R5〕	3,344人 〔R6〕	350人 〔R10〕	327人	×	移住商工観光課
	ふるさと納税等の寄付件数（※）	35,570件 〔R5〕	6,150件 〔R6〕	41,000件 〔R10〕	26,404件	×	移住商工観光課

基本目標3	結婚・出産・子育ての希望をかなえる						
-------	-------------------	--	--	--	--	--	--

目標数値	指標	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕	改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	総人口に対する出生数の割合	0.65% 〔H30〕	0.68% 〔R6〕	0.59% 〔R10〕	0.48% 〔R6〕	×	企画政策課

具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）			改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	指標の対象	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕				
（１） 結婚・出産・子育て の支援	子育て支援センター利用人数	延12,011人 〔H30〕	延12,011人 〔R6〕	延7,500人 〔R10〕	8,585人	○	こども課
	ファミリーサポートセンター会員数	72人 〔H30〕	72人 〔R6〕	90人 〔R10〕	155人	○	こども課
（２） 仕事と子育ての両立	保育所等の待機児童数	0 〔R元〕	0 〔R6〕	0 〔R10〕	0	○	こども課
	放課後児童クラブの待機児童数	0 〔R元〕	0 〔R6〕	0 〔R10〕	0	○	こども課

基本目標4	ひとが集う、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる						
-------	--------------------------	--	--	--	--	--	--

目標数値	指標	基準値 〔年版〕	現 目標値 〔年度〕	改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	社会動態（社会増減数）	△169人 〔H30〕	△100人 〔R5〕	△75人 〔R10〕	△96人	×	企画政策課

具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）			改訂 目標値 〔年度〕	R7 現状値 〔年度・累計数〕	達成状況	担当課
	指標の対象	基準値 〔年度〕	現 目標値 〔年度〕				
（1） 持続可能な生活空間の形成							
① まちの機能確保と小さな拠点づくり	公共施設等の再配置方針の決定	—	決定 〔R2〕	決定 〔R10〕	検討中	×	企画政策課
	市民バス・のりあいタクシーの年間利用者数	9,985人 〔R5〕	—	12,210人 〔R10〕	10,955人	×	企画政策課
② 集落生活圏の活力づくり	協働の仕組みづくり促進事業（ワンステップ）採択件数	—	計15件 〔R2～R6〕	計24件 〔R2～R10〕	1件 〔累計11件〕	×	市民課
	地域の日常生活支援サービス取組件数	—	計4件 〔R2～R6〕	計14件 〔R2～R10〕	4件 〔累計17件〕	○	市民課
（2） 魅力ある伊佐暮らしの実現							
① 健幸まちづくりの推進	ふれあい講座受講者数	376人 〔R元〕	450人 〔R6〕	450人 〔R10〕	342人	×	社会教育課
	体育施設の利用者数	89,620人 〔R5〕	—	92,000人 〔R10〕	89,382人	×	文化スポーツ課
② 固有の地域文化の継承	ふるさと検定の合格割合（小学生）	77% 〔R元〕	85% 〔R6〕	90% 〔R10〕	80%	×	学校教育課
	食文化関連の体験講座等の開催数	—	25回 〔R2～R6〕	計162回 〔R2～R10〕	36回 〔累計138回〕	×	保健課
					20回		社会教育課
（3） 安心な暮らしの環境の確保							
① 医療・福祉サービス等の機能の充実	人口1万人当たり医師数	23人 〔R元〕	23人 〔R6〕	36人 〔R10〕	23人 〔R6.12時点〕	×	企画政策課
	休日・夜間診療関連事業（在宅当番・病院群輪番）	実施 〔R元〕	継続 〔R6〕	継続 〔R10〕	継続	○	保健課
② 地域防災の確保	避難所の耐震化整備率	70.1% 〔R元〕	100% 〔R6〕	100% 〔R10〕	87.5%	×	総務課
	危険廃屋の解体・撤去助成件数	29件 〔H30〕	計100件 〔R2～R6〕	計260件 〔R2～R10〕	38件 〔累計182件〕	×	環境政策課

	令和 8 年度							令和 9 年度															
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
審議会						第 2 回 審議会 (アンケート集計結果 と来年度の スケジュールについ て)					第 1 回 審議会 (R8 振り返り)				第 2 回 審議会 (素案審議)	第 3 回 審議会 (パブリッ クコメント 結果報告・ 後期基本計 画の諮問)	後期基本計 画案の 答申						
市民		市民意識 調査	アンケート結果集計 ・ 報告書作成作業												パブリック コメントの 実施 (1か月)								
庁内・ 事務局 の動き	市内に住民登録されている18歳以上 の方から無作為に2,000人抽出 配布方法：郵送 回答方法：郵送・オンライン							調整委員会 ①	企画委員会 ①	策定施策別部会					調整委員会 ②	調整委員会 ③		調整委員会 ④	公表				
										・ 市の現況、動向及び前期基本計画における目標達成 状況等の調査、把握 ・ 後期基本計画における基本施策、重点施策等の検 討・決定 ・ 各施策の状況、方針、達成度を表す指標と目標値、 目標達成に向けた基本取組等についての検討決定										議会へ議案 提出			
																		印刷製本					

（捕足）

- ・事前質問 … ○
- ・当日質問・意見 … ● 【】内は、当日の発言順番 ※続けて関連した質問に関しては附番なし

1 第 2 次伊佐市総合振興計画取組状況

- ・【資料 1】をもとに事務局説明後、委員からの質問・意見について

基本目標 1 笑顔で創る明るいまち

質問なし

基本目標 2 安心して子育てができるまち

○【事前質問】

A 委 員：

人口減少していくということは、出生児が増えていないということだと思う。子育て支援の施策が現状でよいのか見直し・改善を考えてあるのか。

こ ども 課：

人口減少は伊佐に限らず多くの市町村で避けがたい現象で、例えば、死亡者数とあわせてみていくと、令和 4～6 年度で死亡は 514 人→543 人→525 人、出生は 118 人→97 人→107 人で推移していて、自然減となっていくます。出産や子育てに初めて携わることが多い 10 代後半～30 代の人口自体が減ってきているので、働く場づくりも大事な要素になってくると考えています。

環境を整えることで少しでも希望する人が産み育てやすいまちになるよう、医療費助成の拡充、産後ケアや病児保育の充実、第三子以降の保育料無料化、放課後児童クラブの利用料助成、交流拠点となる子育て支援センター施設整備、子どもと家族を支える子ども第三の居場所事業の開始などの取組を進めてきたところです。

こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて、こども施策を総合的に推進することとされています。今後、こども計画の策定が必要となってきますので、大人はもちろんですが、これから子育てに携わることになるこどもや若者の意見も反映させた計画策定を検討し、見直しを進めていきます。伊佐市は現在は待機児童はいませんが、少子化が進んでいく中で園経営という点では今後厳しくなってくることも考えられますので、社会変化の中にあっても待機児童が出ないよう園入所の定員を確保していくという視点から、評価指標としています。

○【事前質問】

A 委 員：

地域と一体となった子育て支援の具体的な内容について教えてほしい。

こ ども 課：

育児サポーターやファミリーサポートセンター会員など、子育て支援に携わっていただける方々向けの講座を毎年開催しています。周りに子育てを手伝ってもらえる家族がいない場合でも、

誰かと交流しながら子育てを支援してもらえる環境として保護者の方々に喜ばれています。保護者が用事のある時の託児や、子どもの送迎の手伝い、親子教室や講演会・学習会などの際の託児などを行っています。

また、新築の大口子育て支援センターには、児童育成支援に関すること、子育て支援に関すること、地域福祉に関することに関しては施設を無料で利用できる部屋を整備しました。特別支援学校設置後の交流も視野に入れ、事業が入っていない日は、多様な世代の交流拠点としてご利用いただけるように準備しているところです。

昔と現在の子育ての考え方の差で悩む保護者がいらっしゃるので、子育て支援センターでの祖父母講座の開催や、現在の子育てについての情報発信を検討中です。保育園・幼稚園・認定こども園も実施されていますが、子育て支援センターやたんぽぽ、子ども第三の居場所、放課後児童クラブなど各所でも、季節行事などを通して地域の方々と多世代の交流の機会を増やし、子どもや保護者の現在を観ていただく機会としています。

様々な取り組みを通じて、みんなでみんなの子どもを育てる地域づくりを少しずつ進めています。

●当日質問・意見【3】

A 委 員：

今年市営プールが閉鎖されています。子どもたちが一番楽しみにしていました。見通しをもってすれば。文化会館などの他の施設の関係で使えないという理由だったのですが、私の孫もばあばん家に行けば、市営プールに行けると毎年喜んできています。市営プールが使えないのではなくて、使えるためにはどういうことをしていけばいいのかなど、大きな意味で、市全体の見通しや政策を考えられたのでしょうか。子育て支援は、何かをするかより地道なところでの子育て支援で、親が満足したり、周りから来た人達も満足するのかなと思います。

事 務 局：

当初予算編成の段階で、市営プールが使用できなくなるのは把握しておりました。工事のスケジュールや、一時的に開けた場合の、衛生面の問題で保障がなかなか難しいことで、プールの開設は難しいと昨年度末あたりには決まっておりました。ただし市民の方々に対しては十分な周知がしっかりできなかったことについては、反省しているところでございます。学校及びご自宅等にお子様がいらっしゃる方へも周知が不足していたと思います。当初予算の中で、来年度実行する事業というものを含めています、当初予算の概要というものを毎年作っていますが、次年度市が行う大まかな計画内容が載っています。市民の方々へも見てもらえるようにしていきたいと思います。企画政策課で翌年度行っていく事業を考えたりして関係していきますので、財政課、全庁的に検討させていただきたいと思います。

議 長：

今の質問ですが、プールが使えないことで、代替措置が取られるなどの対応がなかったのかなというところも質問に含んでましたか。

A 委 員：

それがあればよかったのかなと思いますが、そこまでは難しかったのかなと。

事 務 局：

予算編成の時に、代替措置までは、検討できなかったのですが、今年度周知が遅れたこともございまして、急遽学校側とも協議いたしまして今までは使えていなかった小学校のプールも期間限

定ではありあますが使えるようにはなりましたので、今年度はそれに対応させていただきました。市営プールに子どもたちだけで行けるのは、大口小校区の子どもだけなので、近くの小学校でということで、代替措置といたしました。

A 委 員：

プール教室が何日間が開かれることは聞いたんですけど、小学校のプールを解放したのは聞いていませんでした。昔は、保護者が交代で監視して小学校のプールを解放していましたが。

プール教室を開催したのが、代替措置ですかね。

事 務 局：

(訂正して) 代替措置は、小学校で行われるプール教室の事です。近年は、保護者が監視で開かれるものはなかったので市営プールのみでしたが、今年度は、小学校のプールを利用してプール教室を開くことで代替措置といたしました。

B 委 員：

市営プールが使えることは、色んな会議で批判が出ています。例えば、市営プールは夏休みになったら使えることを前提に親は考えているわけですよね。その前にプールの修繕を終わらせたり、プールの期間が終ってから修繕をして次の夏にはプールが使えるようにするのが当たり前ではないのかなど意見があり、色々と説明はありますが、今後も同様なことは起きると思いますので、今後は対応してもらいたいと思います

市営プールには、監視員・指導員がいます。その指導員を小学校へ配置して監視してもらう方法があったのではないかなと思いますが、それも予算がなくてできなかったということですが、過ぎたことですがそれについても、今後は対応していってもらいたいと思います。

事 務 局：

補足説明をさせていただきます。今回の工事は、プールの工事ではなく、文化会館を中心とした敷地一帯の電源設備の工事の影響でございます。今まで文化会館の地下にあった設備を地上へ移す工事が昨年度から開始して、長期間かかることでプールを使うためのポンプなどへ影響します。臨時の電源を使ったとしても衛生面の事もございましたので当初計画の時点では、一年間停止させていただこうということになりました。当初予算の時点では、監視員の予算を付けたとしても、学校側の調整がつかなければ、どの期間使用できるかまで見込めなかったのが当初予算の時点では措置できなかったとご理解ください。今回の工事は特に特殊な工事で何十年に一度行うもので昨年度から、文化会館の老朽化も併せて実施したところでございますので影響が大きくなったことについて、市民への周知が足りなかったことをこちらは反省しておるところでございます。

基本目標3 郷土を愛し、豊かな心を育むまち

●当日質問・意見【4】

議 長：

深刻だなと感じるのが、不登校の子どもが増えていること、農業や林業を学んだりする子どもが減少したり、せっかく学んでも就労へ繋がられていない状況をそこら辺の流れがどうなっているのか、伊佐農林へ進学し進路がどうなっているのか、あるいは、農業や林業以外の進路を選んだ時にどういう意思や目的で選んだのか、農林業を選ばなかった理由などの分析がなされているのかなされていないのか、生徒へ個別のアンケートを実施しないと難しいかもしれませんがそういったところの流れを把握しないといけないのではないかと、不登校

の子どもが増えてしまうと、伊佐の良さとかを学ぶ機会がなくなってしまうのではないかと気になっている部分でありますので、分かる範囲で構いませんので教えてください。

事務局：

現時点で振り返りの報告はなかなかできないのですが、特別支援学校の分置が決まったところによりまして、子育て支援センターの新築をして今年度から、加えまして子ども第三の居場所ができ不登校の子どもの対応もできることでこれか、関係団体とも協議等進めていきながら不登校の子どもについては対応していきたいと思っております。

また、高校進学後のお話ですが、高校が県立高校ということもありまして、なかなか生徒個別まで市としてアンケート調査や分析をしたりすることまでは対応が難しいところではございます。ただ、側面的には市としてもサポートしていかなければならないところで、魅力ある高校づくりというところと、地元高校へ進学してもらいたいということで、今年度から事務作業を進めているところですが、地域みらい留学制度へ参加いたしまして、地元高校の活性化を目的といたしまして他県からの高校生も来ていただこうと現在誘致活動を行っております。そこで感じられたこととして、農業林業系の高校を紹介すると他からの興味を示していただきまして、そうしたことで外から子どもたちが入ってくことで地元の子どもたちにも意欲的に取り組んでくれることを期待しております。今後、側面的な支援を含めて市としてサポートしていきたいと考えております。

議長：

ありがとうございます。AI が色々出てきまして、いわゆるホワイトカラーという単純な事務作業等の仕事がどんどん AI に頼っていく中で、そうすると残っていくのが昔はそこまで考えられなかった、手に職があるとか、農業の技術を持っているとか、そういったところは、完全に AI やロボットに完全に変わっていくにはまだまだ時間がかかっていくと思うので、そうだとすると、考え方によるかもしれませんが、（高校で）1 回学べば色々な所で応用できるとか、それを職業にしていけるとかそういったところも魅力になるのかなと。AI 時代の中で引き続き残っていくだろう仕事ではあるのかなと思うので、そんなところもひとつ売りに子どもたちへ伝えていってもらえたらいいのかなと思います。

基本目標 4 ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち

質問・意見なし

基本目標 5 活力ある産業と賑わいのあるまち

○【事前質問】

B 委員：

新規認定の希望農業者の捕捉に努めるとあるが、もう少し具体的にどのようにするかと考えるべきではないかと思えます。

農政課：

新規就農希望者の捕捉については、就農相談窓口を設置しており、これに加えて地域振興局や J A などの関係機関と連携し、就農希望者の情報の集約・共有を行っております。相談内容に応じて、専門的な知識や技術の習得が必要な場合は、関係機関（担い手サポートチームメンバー）と連携し、県立農業学校、伊佐農業公社、先進農家、先進農業法人などの研修を受けられるようサポートしていきます。

また、第三者承継についても、情報を集めます。併せて、新規就農相談窓口の周知について努力します。

※伊佐市農業再生協議会担い手サポートチーム

市は、農業協同組合、農業委員会、地域振興局等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行う。

○【事前質問】

B 委 員：

ここ数年で高齢者の農業（米づくり）をする人はほとんどいなくなると思います。

私の考えとして、例えば農林高校希望者を集めて集団で農業を教える施設を作って、一人前になったら農地を準備して農業者の育成をされたいと思います。（施設、大型機械を準備など）

農 政 課：

本市の農業は、水稻を中心に畜産や一部の園芸で構成されています。

農業従事者数の減少については、高齢化と人口減少に伴う就農と離農のバランスの崩れや、水稻価格が長期にわたり、据え置かれた上に資材、肥料、機械は高騰し、農業経営を圧迫した結果が後継者不足となった主な要因の一つと考えています。

農業者育成学校としては、すでに伊佐農林高校や県立農業学校において、農業類型に分かれたカリキュラムの学習が実践されているものと思います。また、新規就農者の研修制度もあり、農家での実践的研修期間を経たのち、自分で経営することになります。

農地については農地管理機構に農地バンクの制度などや作物部会などと連携しながら支援することもあります。

大型機械や施設については、いろいろな制限はありますが、国、県の制度を利用する等、支援します。

農業に興味のある方、やる気のある方、移住者を含め、サポートしていきます。

○【事前質問】

B 委 員：

今の伊佐農林は、林業技術科では2年生が1人しかいません。

もう少し、林業技術科を出たら、今後、どの方向に進み明るい未来を持つように宣伝して入学する生徒を増やすことを考えるべきであると考えます。

農 政 課：

農林技術科の生徒確保については、学校及び関係機関で構成する協議会を開催しており、その中でも卒業後、林業大学校への進学、公務員、測量関係、林業関連企業への就職など卒業後の展望について、入学前の体験入学、学校説明会などで学校への丁寧な説明や生徒数増加に向けた取り組みに努めているところでございます。

○【事前質問】

A 委 員：

ふるさと納税や移住促進などホームページなどでわかりにくい。

地域性やストーリー性を強化した返礼品づくりとは。

移住商工観光課：

単なる商品提供に留まらず、伊佐市の地域資源の背景、生産者のこだわり、歴史・文化などを

物語として寄附者に伝えることで、伊佐市への共感や愛着を高める返礼品を開発することを意味します。それは新規開発だけでなく、既存返礼品の魅力を再編集することも含みます。

「地域性の強化」では、伊佐の気候（盆地）、豊かな水源、農業・畜産の歴史、金山など、伊佐の特性を返礼品の価値として明確化する。例えば、寒暖差が育む伊佐米、日本一の金産出量を誇る金のまちなど。

「ストーリー性の強化」では、生産者の想い、技術の継承など商品が生まれる背景を物語として整理し、寄附者に伝えること。例えば、黒豚を守り続けた牧場の歴史、山間地域で世界三大珍味に挑む技術など。

○【事前質問】

A 委 員：

地域おこし協力隊で残られた方はどの程度いて、現状はどのようなのか。

仕事、生き甲斐、満足度など。

移住商工観光課：

伊佐市では平成 30 年度から地域おこし協力隊を採用し、これまで 14 名が卒隊され、内 8 名が伊佐市に定住しています。

定住されている方は、協力隊員時代に培った技術や交流をもとに、ゲストハウスの開業や、窯業（ようぎょう）、デザイン業、織物、地域支援員として、それぞれの分野で活躍されて、伊佐市での生活に満足されていると感じています。

市としましても地域おこし協力隊が卒隊後に定住できるよう、居住や起業のための支援を行い、現役の隊員を含め、伊佐市に深く根付き定住していただけるよう、引き続きサポートしてまいります。

●当日質問・意見【2】

C 委 員：

ふるさと納税の返礼品についてですけど、業者の選定は基本的には申請すればだれでも返礼品を扱えるのか。伊佐市民は伊佐市にふるさと納税はできないのですが、品物を見てもらうと分かると思うのですが、これといってパツとしないというか、もう少しガツンとくるものがないというか、もうちょっとこうすれば良くなるのではないかと思います。あと、偽造問題等がニュースになりますが、そういったチェック体制等がどうなっているのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。

事 務 局：

移住商工観光課の方でふるさと納税は担当しております。申請をすれば、誰でもという形にはなりますけれども、やはり、商品の提供能力とか細かな条件等がかかってくるかと思います。そのために詳しくは担当課の方で申し入れがありましたらお話を伺い決定となると思います。

返礼品については、新商品を開発するのはなかなか難しいこともあるので、今ある商品をよりストーリー性を持たせるなど、魅力的に見えるような仕掛けを工夫していきたいと考えております。すぐすぐ一気に変えることは難しいかもしれませんが、担当課へは今日のご意見を伝えまして検討するようにします。

偽造対策については、他の地域で問題がありましたが、現在確実な体制が整っているかは担当課へ確認してまいります。基本的には返礼品を選定する段階で内容確認等は十分に行っていきま

すけども、説明の中であった扱えなくなった商品というのは、国の指導がありました。条件次第で伊佐で商品を詰めていても中身を作っているのが市外で扱えなくなったのが水で、ただし、加工を伊佐ですていれば扱えるということもありますので、それに関しては、今まで通り扱っていきたいと考えております。今、あるものに関しては最初の審査の段階で通過しているものについては（偽造は）ないところとしては考えております。その後に偽造されてしまうと分からないところもありますが、偽造確認については、担当課へも申し入れて、どこまでできるものなのか確認させていただきたいと思います。

A 委 員：

自分の知り合いがよそにいるときに、ふるさと納税こんなものがあるよとホームページ見てとか言うのに、市民である自分がよく分かっていない。伊佐市のふるさと納税はこういう商品があるよって、もしかしたら案内が配られていたかもしれないが、市民に対してこういう商品があるから他の地域の方に紹介してくださいって紹介できるような広い宣伝力をもったやり方をされているのか、私自身が分かっていないので教えてください。

事 務 局：

ふるさと納税の商品のご紹介ですが、確かに現状としては、市民向けの紹介としては少ないのかなと考えております。ただし、市外向けの人に関しては、TVCMでもよくあるふるさと納税を紹介するサイト、例えば、ふるなびやふるさとチョイスなど、複数のサイトに登録しておりますので、そういうところを見ていただければ、探せるようになります。と市民の方も含めまして、再度周知ができるように担当課の方へ伝えたいと思います。

基本目標6 安全、安心な住みよいまち

○【事前質問】

D 委 員：

のりあいタクシーの年間利用者数について

利用者のニーズの傾向について把握されていることがありましたらご教示ください。たとえば、居住地側の乗車地点は「自宅前」となることが多いのでしょうか？ また、「目的地エリア」や「経由地」で利用が多い乗降地点などは把握されていますか？ 今後、このような利用者の生活行動の状況を分析することができれば、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「まちの機能確保と小さな拠点づくり」の取組みにも活かしていくことができるのではないかと思います。

企 画 政 策 課：

伊佐市は基本的には、ドア to ドア方式なので、自宅玄関前の乗車となります。のりあいタクシーの利用者ニーズについては、主に通院や買い物の利用が多く、通院が約43%、買い物が約36%とのりあいタクシー利用者の約8割が通院等での利用となっています。

なお、地域公共交通計画に基づく地域公共交通利便増進実施計画を策定するため、質問にあるような事項のデータについては事業者及び本市で把握しています。

○【事前質問】

D 委 員：

ドライバー不足を緩和するために導入された「日本版ライドシェア」は、今回の「年間利用者数の増加」に寄与しているところはあると考えられますか？ 利用者側に加え、サービスを提供する担い手側の課題や今後の見通しについて可能な範囲でご教示いただければ幸いです。

企画政策課：

のりあいタクシーは既存のタクシーとは異なる完全予約制（計画的な人員配置が可能）であり、日本版ライドシェアの導入は年間利用者数の増加に寄与しているものの影響は限定的ですが、日本版ライドシェアを上手く活用（近距離や乗務員が不足する時間帯）することで、サービスの安定性や柔軟性の向上が図られました（ドライバーの労働環境等の改善）。

また、タクシードライバーに限らず市内で経済活動を行う企業・事業所等において人材不足は共通の課題です。個別の対応として、令和5年度から乗務員免許の取得支援等の支援を継続的に実施することとしています。

●当日質問・意見【1】

D 委 員：

のり合タクシーの件は回答ありがとうございました。目的地についてもデータを収集されているということで、今後新庁舎ができた後、新庁舎付近で降りられる方もいらっしゃるかと思うので、地図上にプロットして、どこを利用しているか把握できる。乗合タクシーは市街地までは来られるが、市街地間の移動は利用できないと思うので、そうすると市街地の中で歩くか別の手段になると思いますけど、距離が歩ける距離なのかとか、歩くと想定した時にどういうサポートが必要なのかとか、そういう検討する事にもつながっていくのではないかと思います。新庁舎の周辺だけではなく、菱刈のまごし温泉周辺にも病院やスーパーがあったりしますので、そういうところでも検討がされていくといいのかなと思います。

次に説明がある総合戦略に「拠点整備」があるので、拠点というのを実質的に考えたときに、色んな施設が近接していて、歩くか別の手段で移動なのか、色んな用事が済ませられる、そのようなことを念頭に置いたりですとか、あとは、乗るところが自宅というところで行った先の病院とかでおしゃべりしたりとかそういう行動が病院やスーパーやそれ以外のところで生まれるようなことが地図を見たときに分かるのかなと、そういった検討につながると素晴らしいなと思いました。

事 務 局：

のり合タクシーを含めます公共交通関係が今年度から企画政策課へ移管されてきています。今後協議会等の中で検討させていただきたいと思います。

のり合いタクシーについては、エリアが区切っておりまして、バス路線の拠点のところまでで、実際利用するところまではいけないケースもございますので、その部分も含めまして、今後市全体でどういった利用形態がどうあるべきか、特に市街地の中心部について同じエリアしか一緒に乗車はできないので、今後市全体でどういった利用形態がいいのかこちらの方で検討させていただきたいと思います。間に合いましたら後期計画策定に文言等検討させていただきます。

その他（第2次伊佐市総合振興計画取組状況まとめ）

●当日質問・意見【7】

E 委 員：

総合振興計画についてですが、後期計画を作るにあたっては、現在の具体的な施策・方針に基づいて、色々と施策を展開していると思いますが、総括や検証とかは、各課の企画委員会でされるのでしょうか。

事 務 局：

ざっくりとした話になりますが、各課で評価をして、庁内でもんで、大体どこを解決すべきか

を見つけ出したうえで、次期計画の策定につなげていきたいと考えています。見直した結果をこの審議会で確認していただく流れになると思います。

●当日質問・意見【8】

E 委 員：

今日、色々のご質問が出たのですが、KPIの検証とKPIについての対処はよく分かったのですが、実際、伊佐市さんの方で、総合振興計画に基づいて具体的な施策の展開をされているのか具体的にどのような事業があるのかを資料内に記載してもらったところこの施策は、こういう事業をしているが、まだKPIを達成していない等、分かりやすいのではないかと思います。もし、そういう情報まで掲載できたら、委員の皆さんも分かりやすいのかなと思いました。これは要望ですので難しければ今までどおりで結構です。

事 務 局：

次の説明で行う予定でしたが、来年度に向けて改訂を行う予定ですが、色々な案を審議してもらいになると思います。特に今年度は、市民に対してアンケートを取ったうえで、報告をこの場でさせていただくことを考えておりますので、その策定段階の中でこういった施策を行っているかを、一番わかりやすいもので予算の概要を使ってどんな事業を行っているかが分かると思いますので、次回以降で見いただければと思います。

2 第2期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略取組状況

・【資料2】をもとに事務局説明後、委員からの質問・意見について

基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

○【事前質問】

A 委 員：

農業・林業・畜産業が主要な産業であるが、そこで働く人たちが労働に対する対価がどのようなものであるか。魅力的なものであるのか。

農 政 課：

経営規模や作物、畜種、生産体系等も様々であるので各農家等における魅力も様々であると思われます。経営主体も個人や会社など様々なので、給料面や福利厚生も一概には分らないが、一定数の雇用が保たれているということは、それなりの魅力があつてのことだと思われます。

○【事前質問】

A 委 員：

6次産業として宿泊者数が入っているが、民泊の中で農産物等扱うということでしょうか。6次産業として流れが出来ている事例がどの程度あるのでしょうか。教えてください。

企 画 政 策 課：

地域の6次産業化のKPIとしてキャンプ場を含む宿泊者数を設定することには、宿泊者数そのものを目的とするのではなく、6次産業化による地域経済への波及効果を測る指標としての意味があります。もちろん民泊の中で農作物を取り扱うこともあると思いますが、地域で滞在する人が増えることで、地域産品の消費や体験サービスの利用が増え、6次産業化が活性化するという

ことを意味しています。

○【事前質問】

A 委 員：

就業環境の魅力について。地域に就職する、新規農業者等増やすための施策の具体案を教えてください。

農 政 課：

先ほど、総合振興計画の質問にも同様のものがありましたが、就農相談を随時受け付けています。

○当日質問・意見【9】

議 長：

先ほどの説明でありました、取組状況の「大学・専門学校等との連携」とのところで、取組状況が1件というところで、累計8件行けば目標達成というところであるのですが、大学に籍を置く者としては、我々も積極的に関与していかなければいけないかなと思っていて、先ほど出た意見の中でふるさと納税の返礼品をもっとアイデアを出して高めていく必要があると話が出ましたが、そういったところと、学生とのコラボとか、企画できるかなと少し感じたところです。

それと、3月に環境改善センターで鹿児島大学法文学部附属「鹿児島の近現代」教育研究センターが地域シンポジウムとして「伊佐の近現代/未来 これまでの百年とこれからの100年」を開催して、歴史を振り返りながら将来を展望するというイベントさせていただきました。130名ほどのたくさんの方に参加してお集まりいただきまして、小山先生の研究室の学生さんにも登壇いただいて、比較的若くて頑張っている方を選んでいただいて、橋本市長にも登壇いただいて、最後に市民から橋本市長への質問コーナーみたいになっていましたが、それでも皆さん市民一人一人が自分のふるさとの将来をしっかりと考えられているなと感じました。もっと学生が地域に入っていって、うちの学生も伊佐に行きたいか聞くと結構手が挙がるので貸し切りバスを借りて、来た時には色々と回ってみたりするので、こういった大学との連携も我々としても積極的に働きかけていかないといけないなと感じたところでした。

基本目標2 都市部とのつながりを築き、伊佐への新しい流れをつくる

質問・意見なし

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

質問・意見なし

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

質問・意見なし

その他（第2期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略取組状況まとめ）

○事前質問

A 委 員：

全体として創生戦略会議については結果があまりみえていない。それぞれがばらばらに計画し、統一性がないように感じる。全体で話し合い、この伊佐市をどうしていくか、話し合い知恵を出し合う場があるのか、教えてください。

企画政策課：

現行の第2期伊佐市総合戦略は、令和2年3月に策定され、令和7年3月に国のデジタル総合戦略を踏まえたデジタル力を活用して継承・発展させていくための改訂を行っています。改訂にあたっては、伊佐市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱に基づき、全課から選出された部会員で構成される検討部会（各課係長）やワーキングチーム（20代、30代の若手職員から10名選出）会議を開催し、総合戦略の振り返り、検討、課題解決のための素案を作成し、本部会議に報告しています。

第2次伊佐市総合振興計画（前期計画）は、令和9年度が最終年度となるため、来年度は後期計画の策定にあたり、伊佐市総合振興計画策定に関する規定に基づき、各課等の長が推薦する係長等で構成する企画委員会を設置し、計画事務、事業のとりまとめ等を行い計画案の素案を作成し、各課等の長で構成する調整委員会で、前述の素案を審議調整し、計画書原案を作成することとしています。

○事前質問

A 委 員：

ホームページの更新は自分たちで行っているのか。専門業者に依頼か。

企画政策課：

伊佐市公式ホームページの、固定のページについては、各課等の依頼に基づき、企画政策課秘書広報係の担当者が更新作業を行い、新着情報等に掲載されている投稿ページについては、各課等が随時投稿・更新を行っています。

ふるさと納税のホームページについては、伊佐市ホームページ内に掲載されていますが、検索しやすいように、トップページにバナーを表示しています。移住促進については、定住促進サイト「ここがい〜さ」というホームページを作成しており、伊佐市のホームページのトップページにバナー表示をしています。現在掲載内容の見にくさや空き家等の物件検索の利便性を向上させるための改修作業を行っております。より使いやすい、見やすいホームページとなるよう努めてまいります。

3 その他（総合振興計画及び総合戦略の取組状況に該当しないものについて）

○事前質問

F 委 員：

何年か前に道の駅構想についてのアンケート調査がランダムに送られてきたことがありました。私も自分なりに考えて回答しました。その後、集計結果報告もなくあれは何だったんだろうと気になっております。

道の駅構想についてのお考えはないのか教えていただきたいです。

移住商工観光課：

道の駅担当課としてのアンケート実施は行っていないようですが、平成25年に農政課が実施した「地域力発信施設可能性調査」の中で新しい物産館の建設可能性調査が行われた際は、商品

のラインナップや供給力の脆弱性、直売所や物産館も各々の経営があることなどから事業化には至らなかった経緯があるようです。

道の駅（物産館）建設は、地域振興の一つの選択肢ではあるが、財政負担・既存施設の活用状況・採算性の精査が必要であり、実情としては、集客の見込める曾木の滝公園内店舗での地元産品の取扱いを増やし、好循環を生み出すような取組みが先決であると考えています。

●当日質問・意見【5】

F 委 員：

多分、この調査のアンケートだったと思います。主婦目線の意見にはなりますが、文化協会で色々な研修旅行へ行きますが、最終目的は物産館めぐりの買い物が楽しみであります。色々な所でおしゃべりしる中で、伊佐にも（物産館みたいな）そういった所ができたらいいのに、曾木の滝という素晴らしい観光地がありお客さんは増えてきているということですが、それが他の産業へ結びついていないとか、はっきり言って、伊佐は買い物の楽しみは無いのかなと思っています。話はそれるかもしれませんが、29日は、肉の日ですが、山野に「肉の直売所」がありますが、そこでは肉の日にサーロインステーキが1枚千円ちょっとで買えます。限定100枚で、10時から開店ですが、10時に行っても買えない、皆さん9時から並んでいて3枚ずつの限定なので最初の30人くらいで売り切れてしまいます。私も先日やっとゲットできたんですが、結構市外から来る人が多いです。知っている人にもあまり会わないです。物産館ができて、その中にテナントとして入ってもらって、地元で作っている野菜とかも置いてできないものだろうかと思っています。そういう話がよくです。

事 務 局：

移住商工観光課の回答でもありましたとおり、やはり、道の駅・物産館の建設となりますとかなり費用がかかってきます。即実行というのは難しいと考えておりますので、まずは、一番市外から人が来る場所である曾木の滝で地元産品の取り扱いをまず周知していくことがまずできることであるということで、それに向けて内部で検討しているところでございます。

●当日質問・意見【6】

G 委 員：

今年の9月に新庁舎が完成して、来年のG.W.に引っ越しをして実際に稼働するということなのですが、この総合戦略だけではなく総合振興計画を含めて、この計画と新庁舎ができて上がることについての何かシナジーとか効果があるのかなと思ひまして。新庁舎ができることによって例えば、より観光情報の発信をするとか、今、色々話が合った中でそういったことも含めて、新庁舎ができることは一大イベントで、話題にもなるだろうし、1回は行ってみようかと思うような設備があるものになるのか分からないのですが、そこについてはどうなっているのか教えてください。

事 務 局：

具体的な政策・施策としてお答えできるかは分かりませんが、そもそも庁舎建設については、現庁舎の老朽化からスタートしておりまして、一昨日の地震でも壁の状況が心配なところもありまして。まずは新庁舎をつくる。どこにつくるかというところで、概ね市の中心である旧大口駅の近く、今のふれあいセンターがあるところに決めたところでございます。ふれあいセンターも老朽化が進んでおりましたので、同時に改修を行って庁舎だけではなく、大きな複合施設として捉えていただきたいと思います。なので、新庁舎ができることによって地域の賑わいが増えると

いうよりも、ふれあいセンターも含めて改修されたことにより、ふれあいセンター部分に人が来ていただけるようなことを行ったうえで、中心市街地・商店街の活性化等を検討していきたいと考えております。ただ、それに伴いまして、具体的にどういったことをしていくかは確定しておりませんので、この場ではお答えができませんが、今後、人をどうやって呼び込めるか、どうやって伊佐の魅力を発信していけるかは、新しい複合施設の活用方針として改めて検討させていただきたいと思います。今は、工事中で子どもたちへもご迷惑おかけしていますが、完成しましたら是非、ふれあいセンター側、図書館を含めましてご利用いただければと思っております。

議長：

小山委員、新庁舎の計画や立案等にかかわってきた立場として、何かご意見等ありませんか。

D 委員：

はい、ここにいらっしゃる皆さんは、ご存知の事と思いますが、新庁舎建設の立地に関しましては色々なご意見があった経緯もありまして、私自身は単に建て替えて新しくすることだけではなくて、新しくできることによっていかに地域づくりに繋がっていくかという視点で考えをもって行っていて、職員の皆様もそういう思いでやって来られたと思いますので、今度完成するにあたっては、これを機会に新庁舎を最大限に工夫して活かしていければいいなと思います。

A 委員：

新庁舎が完成したら、こんな事がしたいという、そこに視点を置いてほしい。これができたらどうするか、できてからでは遅いと思うのですよね。でき上る前に、私の考えで例えば、伊佐には井上雄彦さんがいらっしゃいますよね、井上雄彦さんをお願いして、たぶん難しいかもしれないけど、ちょっとしたものでも、置ければそこに人が来て、遊んで、人が来るので（伊佐市に）お金を落としていって下さると思うのですよね。そういう、できてからするのではなく、できる前に工夫して、こうしようとか、魅力になるようなことを先に考えた方がいいと思います。私が質問した農業のところでも「それなりに魅力が…」って言われましたが、もっと具体的にこういったことがこうありますという返事がいただけたらこれから就農する人たちへも希望が持てると思います。なんとなくこうだっというのではなく、「こういう計画を具体的に考えています。」と、曾木の滝のところについても言ってもらえると、私も知人にもっと伊佐市をアピールして伝えられると思います。そういうところが足りないのではないかなと。新規就農にしても、実家の空き家を、農業をしたい人に管理だけお願いしてお金は取らないでしているのですが、空き家バンクもこういった感じでお金を取らなくても使っていいていいですよってしていくとか、活用が増えてくるのではないかなと思います。

事務局：

新規就農者については、農政課には具体的な方向性とかは考えていくことを検討するように伝えていきます。あと、私の説明が悪かったかもしれませんが、新庁舎の完成後の活用については、庁内では検討を始めております。ただ、周りも含めて決めていかなければなりませんので、市がしたいということをこの場でお伝えすることはまだできませんので、ご理解いただければと思います。

議長：

今の質問にも関連しますが、例えば農業で成功されている方、「こんな風にして、こんな風に頑張って、こんな風に稼いでいますよ。」というようなビジネスモデルがいくつか紹介されると、ひとつは、子どもたちにとってもいい刺激になるのではないのでしょうか。例えば、「なんで野球しているの？」と聞くと、「大谷選手みたいになりたいです！」と言って、そういうところから

始まるわけですよね。それが将来の（夢の）職業であったり、農業ですごく頑張って輝いている人がいれば、そういう人が紹介されてくると、ああいう人になりたいな、ああいうことをやりたいなとモデルがあれば分かりやすいのかなと思ったので、もうすでにされているかもしれませんが、そういった情報を積極的に発信されるのもいいのかなと感じたところです。

●当日質問・意見【10】

B 委 員：

ふるさと納税について、詳しく分からないので教えてほしい。例えば私が伊佐市に 10 万円寄付をする場合、税金とつくからそのまま税金として引かれるのか。どうやったらできるのか、福岡にやってもいいのか、伊佐市にできたらいいが、どうすればいいのか、簡単にご説明いただけないでしょうか。

事 務 局：

簡単に説明いたします。ふるさと納税は市外の方がその市に対して寄付をするもので、自分の住んでいる市に対してはできない制度になっています。返礼品は、寄付額の一部を使って送られます。別に自分のふるさとではなくても違う自治体に寄付をすることもできます。寄付した金額に応じて税金控除できる制度になるので「ふるさと納税」という名称となっております。詳しくは終わりましたのでまた説明させていただければと思います。

3 総合振興計画後期計画策定に向けたスケジュールについて

- ・【資料 3】をもとに事務局説明後、委員からの質問・意見について
質問・意見なし

閉会